

秋田県告示第197号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等（平成24年秋田県告示第184号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1第8号の表に次のように加える。

13	にかほ市	平成30年4月1日
----	------	-----------

第1第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

10 条例別表第12の2に定める事務

1	市町村	平成30年4月1日
---	-----	-----------

第1第15号を次のように改める。

15 削除

第1第16号の表に次のように加える。

6	五城目町	平成30年4月1日
---	------	-----------

第1第19号の表に次のように加える。

2	横手市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、藤里町、三種町	平成30年4月1日
---	---------------------------	-----------